

様式第一の二（第一条の二関係）を次のように改め。

様式第一の二（第一条の二関係）

第一條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正
の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）
第一條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）
の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

意匠登録 第 号	表	示 部	部
表示番 号	登	録	事 項
1番	出 (国 際 登 録 登 録 年 月 日)	出 願 番 号	
国 際 登 録 番 号		意 匠 番 号	
査 定 (審 決)年 月 日			
優 先 權 主 張 國 ・ 地 域 名			
関 連 意 匠 の 関 係	出 願 年 月 日	件 数	
意 匠 に 係 る 物 品	基礎意匠の意匠登録番号 出 願 年 月 日		
関 連 意 匠 登 録 番 号 記 録 部			登 録 年 月 日

改 正 後	改 正 前
（閲覧の請求ができる特許原簿等）	（閲覧の請求ができる特許原簿等）

第三十四条の六 法第十二条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあっては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を除く。）とする。

第三十四条の六 法第十二条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあっては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。（経過措置）

2 この省令による改正後の意匠登録令施行規則第六条第二項の規定は、この省令の施行の際現に存する閉鎖意匠原簿及びこの省令の施行の日以後に作成する閉鎖意匠原簿について適用する。

○環境省令第九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のとおり定める。

令和二年三月三十日

（温泉法施行規則の一部改正）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

環境大臣 小泉進次郎

第一条 温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「日本工業規格B七四一」を「日本産業規格B七四一四」に、同項第五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。